

# 生活心得

## 1. 制服・持ち物など

服装は、質素・清潔・端正で本校生徒としての品位を保つものでなければならない。

- (1) 学生服の場合は、黒色の標準型の詰め襟学生服で、校章入りのボタン、左襟に校章、右襟に学年章をつける。
  - ①ワイシャツは白色。
  - ②靴下は白色、黒色、紺色とする（ワンポイントは認める）。
  - ③【夏季】
    - ・白色のワイシャツ、または開襟シャツ（本校の校章シールを使用する）。
    - ・肌着は白色（ワンポイントは認める）。
- (2) スカートの場合は、指定のジャケット、スカート、ブラウス、リボンとする。
  - ①【夏季】ブラウスは、半袖・長袖のどちらでもよい。
  - ②指定のベストを着用してもよい。
  - ③制服の左胸のポケットの位置に校章をつける。
  - ④靴下は白色、黒色、紺色。黒色のストッキングを使用してもよい。ストッキングと靴下を併用する場合の靴下は黒色、紺色とする。
  - ⑤スカートは折らないでよく。
  - ⑥ジャケットのボタンを留めて生活する。  
〔制服採寸に関する注意〕
    - ・スカートは、ベルトを装着しなくてもいいように、腰骨の上部ではいて採寸する。
    - ・スカートは、立て膝で先端部分がしっかり床に着く位置で採寸する。
    - ・先輩等から譲り受けたスカートでサイズの合わないまたはFマーク刺繍のないスカート（上記に適さない）は、認めない。
    - ・リボンのホックが取り付けられるよう、ブラウスの首元に指が入る程度のものを注文する。
- (3) 更衣の時期は定めない。気温や体調によって生徒が判断し、制服を着用する。
- (4) 髪は、流行にとらわれず清潔・端正な髪型とする。なおパーマ・脱色・染色は厳禁とする。また、大きな髪飾りや華美なヘアピンは禁止（黒の小さなピン留めは認める）。髪をまとめるゴムは黒・紺・茶とする。
- (5) 装飾品（ピアス・指輪・腕輪など）は禁止する。
- (6) 通学用の靴は、黒又は茶の革靴（エナメルや踵の高いものは認めない）または華美でない運動靴とする。雨天の場合はレインシューズを使用してもよい。
- (7) 通学用の靴は、デザインが華美でない、通学に適したものとする（他校の通学靴は認めない）。
- (8) 防寒着及び防寒具は華美でないものとする。
- (9) 体操服・体育館シューズ・上履きは本校指定のものを使用する。
- (10) セーター・ベストを希望する者は、本校指定のものを着用してもよい。ただし、制服の上着からはみ出すような着用は認めない。また、式典には必ず制服の上着を着用して参加する。

## 2. 校内生活

### 校内では、集団の一員としての自覚をもって行動する。

- (1) 登下校には制服を着用し、指定のバッジを所定の位置につけ、身分証明カードを携行する。
- (2) 始業時刻の5分前（通常8：20）までに登校し、閉門時刻（通常17：30）までに下校する。ただし、指導教師付添のもとに下校時刻を延長することができる。
- (3) 遅刻の場合は、職員室で遅刻カードに記入し、授業担当教師の許可を得て、入室し授業を受ける。
- (4) 早退の場合は、早退願いを提出してから下校する。帰宅後は学校に帰着の報告をする。
- (5) 登校後、放課後までは許可なく校外に出ない。外出の必要があるときは、担任に届け出て、許可を得てから外出する。
- (6) スマートフォン等は、始業時刻から清掃終了時刻まで使用禁止とする。同時間帯は電源を切った状態で鞆の中に入れておく。違反した場合は担任預かりとする。  
家庭においても20：30～22：30は家庭学習優先時間とし使用を自粛する。
- (7) いじめ・盗難等があった場合は、すみやかに担任等に申し出る。
- (8) 各ホーム・ルームには毎日2名の当番をおく。当番は下記の任務に服する。
  - ア. 使用教室の窓の開閉、電灯の点灯と消灯及び黒板の清掃等教室の美化。
  - イ. 諸伝達事項のホーム・ルーム生徒への周知徹底。
  - ウ. 出欠席・欠課の把握とホーム・ルーム日誌の記入。
  - エ. その他、担任より指示されたこと。
- (9) ホーム・ルーム当番、清掃当番等、任された仕事を行う。
- (10) 所持品にはすべて記名し、特に貴重品の保管には留意する。
- (11) 校内の施設、備品を使用する場合には、別に定められた使用規定を守らなければならない。
- (12) 休業日に校内を使用する場合は、別に定められた規定により届を出し許可を受けなければならない。
- (13) 校内において緊急事態が発生したときは、教師及び避難誘導の生徒の指示に従って退避し、防災活動班は別に定める規定に従い直ちに防災活動に従事する。

## 3. 校外生活

### 本校生徒としての自覚を持ち、品位ある行動をとる。

- (1) 外出の際は身分証明カードを携行する。
- (2) 高校生にふさわしくない場所には出入りしない。
- (3) 飲酒・喫煙は厳禁とする。
- (4) 無断外泊はしない。友人宅への外泊も特別な事情がある場合以外は行わない。
- (5) 祭典に参加する場合は必ず届けを出す。
- (6) 原則として運転免許は取得しない。
- (7) 原則としてアルバイトは禁止する。
- (8) 23時から4時は補導対象である。
- (9) 交通法規をはじめとして、各種法令を遵守する。万一、違反および事故が発生したときにはすみやかに担任に申し出る。

(10) 登下校時の送迎について

保護者に自家用車での送迎を依頼するのは自粛する。送迎する際には以下の点に注意する。

- ・朝（登校時）については、愛野公園（ライオンの噴水あり）での乗り降りをする。  
原則、以下の時間帯を除き学校周辺での車の送迎は禁止。特に民家周辺や近隣の店舗の駐車場での駐停車はしない。
- ・朝（登校時）については午前7時30分までは校内での車の送迎ができる。
- ・夕方（下校時）については、午後6時以降は校内での車の送迎ができる。
- ・土日・祝日は特に車の送迎について制限を設けない。

なお、特別な事情がある場合は、担任に申し出ること。また、夜間は生徒の下校と重なる場合があるため、校内への乗り入れには十分注意する。